

7 森推第 693 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定します。

令和 7 年 10 月 30 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 十三崖特殊鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町大字夜間瀬字畔上から、中野市深沢区の西端に至る夜間瀬川右岸沿いに位置する、高さ 10 メートルから 20 メートルの崖（通称十三崖）の区域。

（面積 3 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護に関する指針

「チョウゲンボウの営巣地」として、国の史跡名勝天然記念物の指定をされており、チョウゲンボウの生息環境として良好な条件を備えていることとハヤブサによる営巣が確認されていることから、チョウゲンボウとハヤブサの営巣に著しい影響を及ぼさないよう留意し、定期的な巡視を実施する。

今後の営巣に向けて、生育環境の整備を進め、生息地の保全を図る。

2 塩嶺鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

岡谷市塩尻峠付近の国道 20 号線と市道小野立公園内線との接点を起点①とし、同点から同国道を北西進し、同国道（旧道）と松井沢との交点②に至り、同点から同沢を北東進し、同沢と塩尻市と岡谷市の市界との接点③に至り、同点から同市界を北進し、通称カエルが池（カワズが池）との接点④に至り、同点から今井区有林と小井川区有林の境界線を東進し、同境界線と塩嶺高ボッチハイキングコースとの交点⑤に至り、同点から同ハイキングコースを南進し、林道大蛇組（おおだくみ）線との接点⑥に至り、同点から岡谷市民有林 10 林班と 13 林班界を西進し、同 10 林班「ほ」小班と「り」小班界との交点⑦に至り、同点から同小班界を南進し、林道塩嶺高ボッチ山線及び林道堤洞（つつみぼら）線を横断し更に南進し、林道塩嶺高ボッチ山線との交点⑧に至り、同点から同林道を南東進し、岡谷市森林植物園北東端接点⑨に至り、同点から同植

物園界を南進し更に西進し、同植物園界と深沢との接点⑩に至り、同点から同沢を南進し、同沢と旧中仙道との交点⑪に至り、同点から同道を北西進し、同道と市道小野立公園内線との接点⑫に至り、同点から同市道を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。ただし塩尻市大字東山上条益司の宅地及び農地 2 ヘクタールは除く。

(面積 121 ヘクタール)

(2) 存続期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日まで

(3) 保護管理方針

当該地域の保護管理に当たっては、鳥獣の生息場所として指定の目的を妨げない範囲で森林を健全な状態で維持するために必要な森林整備を推進するとともに、入り込み者の利用圧が過大にならないよう留意しながら、地元岡谷市や関係団体と協力して普及啓発に努めていく。

なお、当該区域の指定目的や区域を明示した諸標識を必要な個所に設置する。

森林づくり推進課 鳥獣対策係
